

## 大証FX取引規程

### 第1条(規程の趣旨)

本規程は、お客様が松井証券株式会社(以下「当社」といいます。)のインターネットを利用して行う大阪証券取引所において取引される取引所外国為替証拠金取引(「大証FX」、以下「本取引」といいます)を利用する上で特に必要となる取決めです。

- 2.お客様は、本取引を行うにあたっては、本規程のほか、関係法令諸規則、「大証FX口座設定約諾書」、当社の各規程、各約款および取引ルール等を遵守するものとします。
- 3.本規程に特段の定めがない事項は、「ネットストック取引規程」によるものとします。
- 4.本規程における各用語については、本規程で定義する他、松井証券の「大証FX取引ルール」の規定、および大阪証券取引所が定める諸規則内規に従うものとします。

### 第2条(口座開設基準)

以下の基準を満たすお客様は、当社に対して大証FX口座(以下「本口座」といいます。)の開設を請求することができます。

- (1)すでにネットストック取引口座を開設していること。
  - (2)インターネットを利用できる環境にあること。
  - (3)本規程、「大証FX口座設定約諾書」、「大証FXの契約締結前交付書面」および「大証FX取引ルール」のすべてに同意し、各書面の内容、および本取引の仕組みやリスク、および当社の大証FX取引ルールを十分に理解していること。
  - (4)「大証FX口座設定約諾書」、「大証FXに関する確認書」を当社が定める方法により差入れていただけること。
  - (5)当社が本口座の口座開設基準として設ける条件(年齢、職業等)に合致していること。
  - (6)十分な金融資産があること。
  - (7)投資目的および資金の性格に適合した取引を行っていただけること。
  - (8)お客様ご自身の責任と判断で取引できること。
  - (9)当社が大証FX口座の開設申込を受付ける際に行う、開設審査について真正な内容をご回答いただけること。
  - (10)連絡先電話番号を正確に登録し、緊急時に電話連絡が可能であること。
  - (11)別に定める「書面の電子交付等に関する承諾書」に承諾すること。
  - (12)金融先物取引業務に従事する従業員でないこと。
- 2.前項の基準は大証FX口座の維持基準および利用基準として準用するものとします。

### 第3条(口座開設の可否)

当社は、本口座の開設の申込があったお客様に対して開設の可否を審査し、本口座の開設の可否は当社が判定するものとします。

- 2.審査の結果、本口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については開示しないものとします。

### 第4条(取引の諸条件)

次の各号に定める取引の諸条件の選択可能範囲は、当社が定めるものとします。

- (1)取引できる通貨ペア、売買の種類、発注方法、数量、建玉、
  - (2)注文の有効期間、内容、執行の条件・方法等、取引にかかる諸条件
- 2.前項の規定に関わらず、当社は、通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害(以下、「システム障害」といいます。)または補修等の当社が必要と認める場合、予告なく、これらの事項を変更、制限することができるものとします。

#### **第5条(取引注文等の取次等)**

お客様は、当社が本取引に関する注文を大阪証券取引所に取次ぐこと、また本取引に関連する業務を大阪証券取引所に委託することにつき、あらかじめ同意するものとします。

#### **第6条(サービス利用時間)**

本取引のサービス利用時間は、当社が別に定めるものとします。

- 2.お客様は、大阪証券取引所における本取引の立会時間内であっても、当社がサービス利用時間外と定める時間帯においては、本取引の利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3.前2項の規定に関わらず、当社はシステム障害、または補修等やむを得ない理由により、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができるものとします。

#### **第7条(取引手数料)**

お客様が本取引のサービスを利用して取引注文を行い、約定した場合、当社は所定の取引手数料、諸経費を申し受けます。

- 2.本取引での取引手数料、諸経費は当社が定めるものとし、取引手数料は、当社の判断で変更することができるものとします。

#### **第8条(注文)**

当社は、本取引の注文等をインターネット上に当社が設置する所定の取引サイト、または当社が提供するソフトウェアのみから受注(以下「本取引に係るシステム」といいます。)し、システム障害が発生した場合を含め、電話、FAX、電子メールその他の手段による受注は行わないものとします。

- 2.お客様は、本取引の発注を行う際には、第4条により定められた範囲内で、通貨ペア、売買の種類、取引数量、その他当社が定める必要な事項を指示するものとします。
- 3.お客様は、発注した売買注文の取消・訂正を行う場合は、当社が第6条の規定に基づき定めるサービス利用時間の範囲内に限り、本取引に係るシステムを利用して、当該取消・訂正ができるものとします。
- 4.第3項の発注指示、および第4項の訂正の指示に基づくお客様の注文が約定した場合、当該注文がお客様の手違いによるものであっても、当該注文および約定を取消することはできません。また、お客様の手違いによる注文に関して当社は一切責任を負いません。
- 5.前各項の規定に係わらず、大阪証券取引所が、各種の取引制限等を行う場合があります。

#### **第9条(注文・建玉の上限)**

お客様が当社に発注することのできる売買注文の発注上限数量、およびお客様が保有することができる建玉上限数量は、当社が別に定めるものとします。

- 2.お客様は自らが預託した証拠金の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内において、注文の発注、および建玉の保有を行うことができます。
- 3.発注上限数量、および建玉上限数量は、当社の判断により変更する場合があります。
- 4.第4条第1項の規定に関わらず、お客様の取引状況等により、当社の判断で、取引の諸条件に関する変更、制限を個別のお客様に対して実施することがあります。

#### 第10条(注文の執行)

お客様が当社に発注された本取引の売買注文が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、当社は、当該注文の執行を行わないものとします。ただし、当社が必要と認める場合はこの限りではありません。

- (1)お客様の本取引口座における証拠金の金額が不足する場合
- (2)お客様の売買注文の内容が本規程、または当社、および取引所等が定める本取引に関する各種取決め等に違反する場合

#### 第11条(証拠金の預託の前受け)

お客様が本取引の注文を発注する場合、金融商品取引所または金融商品取引清算機関が定める証拠金所要額に基づき当社が第12条に基づいて定める証拠金額以上の証拠金を、注文に先立って当社に差入れるものとします。

- 2.お客様は、証拠金を当社が定める通貨で全額現金により差入れるものとします。
- 3.当社は、本口座でお預かりする現金について、すべて証拠金として取扱うことができるものとします。

#### 第12条(証拠金所要額の計算等)

本取引の証拠金所要額の計算方法は、金融商品取引所または金融商品取引清算機関が定める証拠金の額に基づき、当社が別に定めるものとします。

- 2.証拠金所要額の計算は、お客様が本口座に保有するすべての建玉の状況に基づき、当社が定める方法により算出します。
- 3.本取引の建玉1単位あたりの証拠金額は、金融商品取引所または金融商品取引清算機関が計算する証拠金基準額(注)をもとに当社が定める方法により算出します。
- 4.お客様が預託した本取引に係る証拠金について、お客様は、本取引を開始してから決済を完了するまでの期間を通して、当社が定めるお客様の取引に係る必要証拠金を常に維持するものとします。
- 5.お客様が当社に預託した証拠金は、金融商品取引所または金融商品取引清算機関の定めに従い金融商品取引所または金融商品取引清算機関に預託し、または当社が当社の資産と分別して保管します。

(注) 金融商品取引所または金融商品取引清算機関が計算した建玉1枚あたりに必要な証拠金額で、市場の変動状況をもとに週の最終取引日の立会終了後に計算し、計算日の翌々週の週初から適用されます。通貨ペアごとに異なります。

#### 第13条(値洗いの計算等)

当社は、お客様の毎取引日の取引終了時に全建玉および証拠金を値洗いし、その結果生じた評価損益または超過額は、当社の定めるところにより、お客様の証拠金に加減算します。ただし、計算上の利益の払出しはできないものとします。

#### 第 14 条(ロスカットルール)

当社は、お客様の証拠金余力が当社の定めるロスカットルールの基準以下となった場合、当社の任意により、お客様の既発注注文を取消しすることができるものとします。

2.前項の措置による注文の取消後において、お客様の有効比率が当社の定めるロスカットルールの基準以下の場合、もしくは前項の既発注注文が存在しない場合、当社の任意により、お客様の計算においてお客様の建玉のすべてを反対売買することができるものとします。

3.前項の反対売買は、ロスカットルールの基準になる価格で約定することを保証するものではありません。また、当社は当該反対売買によって生じた損害について、その責を負わないものとします。

4.第1項のロスカットルールの基準は、当社の判断によって変更することができるものとします。

#### 第 15 条(追加証拠金の預託)

値洗い計算などによりお客様の証拠金に不足額が生じた場合は、お客様は当社の定める金額を追加証拠金として本口座への振替、または大証 FX 口座への入金を行うものとします。

2.前項に定める振替は、追加証拠金が発生した取引日の翌銀行営業日(その日が休業日にあたる場合は、その後の直近の銀行営業日)15:30 までに行うものとします。

3.第 1 項および第 2 項において、当社指定の日時までにお客様のネットストック口座から追加証拠金相当額の振替が可能な場合でも、お客様の指示により振替が行われない場合、追加証拠金の預託がないものと判断します。

4.第 1 項および第 2 項において、当社指定の日時まで追加証拠金の預託がない場合、当社はお客様に通知することなく、建玉を任意に処分し、またはネットストック口座から振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

5.証拠金の不足が解消されるまで、新規建ての注文およびネットストック口座への証拠金の振替はできないものとします。

#### 第16条(決済に伴う不足金等)

本取引の損金により、不足金が発生した場合は、お客様は当社が定める金額を不足金充当額として本口座への振替、または大証 FX 口座への入金を行うものとします。

2.前項に定める振替は、不足金が発生した取引日の受渡が行われる日の 15:00 までに行うものとします。

3. 前項に定める期限までに不足金が解消しない場合、お客様は、残債務を直ちに弁済するものとします。

4.第 1 項および第 2 項において、所定の日時まで不足金等または必要額の差入れがない場合、当社が管理する口座の建玉を任意に処分するとともに、当社はお客様に通知することなく、以下の方法により、適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

(1)お預かりしている現金、および他の取引の保証金または証拠金として差し入れられている現金を、債務の弁済に充当する

(2)お預かりしている有価証券、および他の取引の保証金または証拠金として差し入れられている有価証券を任意に処分し、債務の弁済に充当する

5.第 1 項および第 2 項において、受渡の期限以内にお客様のネットストック口座から不足金相当額の振替が可能な場合でも、お客様の指示により振替が行われない場合、不足金等の入金がないものと判断します。

### 第17条(証拠金等の入出金および振替)

本取引に必要な証拠金は、ネットストック口座に入金後、お客様の指示による振替、または大証FX口座への入金により行うものとします。なお、大証FX口座への振替方法、および入金方法は当社が定めるものとします。

2.お客様の「大証FX口座の証拠金額が当社の定める必要証拠金の額を上回っている場合、お客様は、当社の定めに従い、その超過額の全部または一部の返還を当社に請求することができるものとします。

3.大証FX口座から証拠金額の出金を行う場合、お客様の指示によりネットストック口座に振替を行い、ネットストック口座より出金するものとします。

### 第18条(決済条件の変更)

お客様は、天変地異、経済事情の激変等、その他やむを得ない事由に基づいて、大阪証券取引所または当社が本取引に係る決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

### 第19条(債務不履行)

お客様が受渡日を過ぎても債務を履行しない時は、当社は大阪証券取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

### 第20条(利用の制限)

お客様が本規程、大証FX口座設定約諾書、大証FX取引ルール、およびネットストック取引規程の各条項、その他当社の定める取引ルール、もしくは法令諸規則等に違反した場合、ネットストック取引規程に定める解約事由および利用制限事由に該当した場合、または不正な取引を行うことを目的として大証FX口座の利用を行っていることが判明した場合、あるいはお客様が当社に対する債務の履行を怠った場合は、当社は直ちにお客様の「大証FX口座の利用を制限または禁止することができるものとします。

2.お客様の連絡先および所在等が不明となり、お客様への連絡を行うことが不可能となったとき、または、電話番号の変更、電話回線の休止等によりお客様との電話連絡が不可能と当社が判断した場合、当社は直ちにお客様の「大証FX口座の利用を制限または禁止することができるものとします。

3.お客様が非居住者に該当すると当社が判断した場合、当社は直ちにお客様の「大証FX口座の利用を制限または禁止することができるものとします。

4.お客様のお取引について口座名義人ご本人様以外の第三者が行っていることが判明した場合、当社は直ちにお客様の「大証FX口座の利用を制限または禁止することができるものとします。

5.お客様が死亡した(認定死亡、失踪宣告があった場合を含む)、または意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が認めた場合、当社は直ちにお客様の「大証FX口座の利用を制限または禁止することができるものとします。

6.第22条に定める本規程の変更にお客様が同意しない時、当社は直ちにお客様の「本取引の利用を制限、禁止することができるものとします。

7.前各号に該当する場合以外でも、当社の判断によりお客様の「大証FX口座の利用を制限する場合があります。

8.上記1から7のいずれかに該当した場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。

9.お客様が期限の利益を喪失した場合、当社はおお客様の「口座においてすべての建玉を任意に処分し、または

ネットストック口座から振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

10.上記 9 に基づく任意処分により、不足金が発生した場合、当社が管理するお客様の口座の建玉またはお預かりしている有価証券等を任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

#### **第21条(サービス内容の変更)**

当社は、事前の通知をもって本取引に関するサービス内容の変更を行うことができるものとします。また、合理的理由をもってサービス内容の一部もしくは全てを終了することができるものとします。

#### **第22条(規程の改訂)**

本規程は、法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。

2.本規程の改訂がお客様の従来の特権を制限する、もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、当社はすみやかにその内容を当社WEBサイト上で通知するものとします。また、重要な改訂については書面をもってお客様に通知することもできるものとします。

3.前項の通知は変更の内容が軽微であると判断される場合は、お客様の当社会員画面への連絡による方法に代えることができるものとします。

4.本規程の変更に関する異議がある場合は15日以内に当社に申出するものとします。お客様から異議の申出がない場合は、お客様が規程の変更に関する同意したものとみなします。

5.上記4に関わらず、変更の通知後にお客様が新規建て取引をされた場合は、本規程の変更に関する承諾したものとみなします。

#### **第23条(準拠法、合意管轄)**

本規程は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

2.お客様と当社の本取引に関する訴訟については、当社本店所在地管轄の地方裁判所または簡易裁判所を専属の管轄裁判所とします。

以上  
平成 25 年 7 月